

明治・大正期の看護教科書における 喫煙／禁煙についての記述

川根博司¹、渡辺さゆり²、竹下直子²

1. 日本赤十字広島看護大学看護学部、2. 日本赤十字広島看護大学図書館

キーワード：喫煙、禁煙、看護、教科書、明治・大正時代

はじめに

日本赤十字社が赤十字国際会議の決議に基づき、救護活動に従事する女性救護員を確保するために、明治23年(1890年)に看護婦養成を開始して以来、120年余りが経過した。この間、看護婦(看護師)養成のあり方は社会情勢や時代の変化に伴って大きく様相を変えてきたが、赤十字の看護教育の根底に流れているのは「人間の生命と尊厳を守る」という理念である。現在、タバコは人間の健康を害し、生命を奪う大きな原因であり、ニコチン依存症は人間の尊厳を損なう病気であることが知られている。しかしながら、当時はタバコについてそのような問題は認識されていなかったと思われる。今回われわれは、明治・大正期に赤十字看護教育に用いられた書物を中心に、その時代の看護教科書・看護書の中で、喫煙／禁煙に関してどのように記述されているかを調査した。

対象と方法

対象は明治時代(1868～1912年)から大正時代(1912～1926年)にかけて発行された看護教科書・看護書のうち、復刻本(近代日本看護名著集成 第1巻～第13巻、大空社、1988～1989年)および国立国会図書館近代デジタルライブラリーで公開されているものを研究対象とした(表1、表2)。これら47

種類(明治期28種類、大正期19種類)の書物を閲覧して、喫煙／禁煙に関する記述を探して抜き出した。そして、喫煙／禁煙についてどのように言及されているのかを検討した。なお、表記法はつとめて原文の形にそうようにし、用字・用語はなるべくそのまま表記したが、適宜、句読点、送りがなを付した。漢字は原則として常用漢字および現行活字体に改め、旧かなづかいは原則として現代かなづかいに直した。

結果

表1、表2に示した書物を年代順に従って、内容を検討していく。明治10年(1877年)刊行の『看護心得』は、太田雄寧により訳纂された明治期出版の看護書として最初の書とされるが、タバコや喫煙についての記述はなかった。また、ウィリアム・アンデルソンの翻訳書『看病要法』(明治12年)にも喫煙に関する記述は見られなかった。以下、記述が見つかった書物のみを取り上げる。

日本人が著した『看病の心得』(明治19年)には「病室内で吸烟は厳禁すべし」とあり、『陸軍看護卒教科書第四版』(明治21年)は「病室及び廊下において吹煙するを禁ず」としており、『看病学』(明治22年)では「病室内において吹煙するを禁じる」と書かれていた。明治23年に発行された『陸軍看護学修業兵教科書』の中では「病室及び廊下において吸煙すべからず」と記してあり、「喫煙等はみな空気をして汚敗せしむるものなれば、居室内において喫食すべからず」、「喫煙もまたなるべく室外においてすべし」という記載もあった。同年に印刷出版された『陸軍看病人教科書』では「病室及び廊下において吹煙するを禁ず」と同様な記述が見られた。

連絡先

〒738-0052
広島県廿日市市阿品台東1-2
日本赤十字広島看護大学 川根博司
TEL: 0829-20-2800 FAX: 0829-20-2801
e-mail: kawane@jrchn.ac.jp
受付日2012年5月23日 採用日2012年7月31日

『通俗看病学』(明治25年)は一般向けの看護書であり、病室で「空気を新鮮に保つには、まず多人数の群集、炭火、喫煙等を禁ずべし」とし、続けて「殊に喫煙は空気を不潔にするのみならず、その煙は直ちに病人に害を及ぼし、従前喫煙に習慣せる病人等にはその嗜好を喚起して、自ら禁ずるあたわざるに至るものなり。最も注意せざるべからず。気管支

病、肺病には厳に室内の喫煙を禁ずべし」と述べている。明治29年発行の『看病の心得』には「病室内において喫煙(たばこ)及び飲食等は何人にも堅く禁じる」と記述されていた。

『日本赤十字社看護学教程』(明治29年)は本社と支部での看護婦養成を統一するため作られた本格的な教科書であり、図1に示すように「喫煙は多くの患

表1 明治時代の看護教科書・看護書

書名	著者名	発行所	発行年
看護心得	太田雄寧	島村利助	明治10年
看病要法	ウイリアム・アンデルソン	海軍省医務局	明治12年
看病の心得	笹川純一	笹川純一	明治19年
陸軍看護卒教科書第四版		陸軍省	明治21年
看病学	安藤義松	後藤良太郎	明治22年
陸軍看護学修業兵教科書		小林又七	明治23年
陸軍看病人教科書		小林又七	明治23年
通俗看病学	川上政八	南江堂	明治25年
普通看病学	ビルロート/佐伯理一郎訳	吐鳳堂	明治28年
看病の心得	平野 鏡	佐藤春	明治29年
实用看護法	ヘレン・イー・フレーザー	成瀬四寿訳	警醒社
日本赤十字社看護学教程	日本赤十字社	日本赤十字社	明治29年
日本赤十字社看護人教科書	日本赤十字社	日本赤十字社	明治29年
陸軍看病人修業書		大日本陸海軍兵書出版	明治30年
看護学全書		春野廉平	明治34年
派出看護婦心得	大関 和	中庸堂	明治35年
看護婦の友 看護日誌摘要字引	山上歌子	至誠堂	明治40年
実地看護法	大関 和	東京看護婦会	明治41年
臨牀看護法	吉井素雄	吉井素雄	明治41年
新撰看護学	清水耕一	南江堂	明治41年
海軍看護教科書	海軍省医務局	軍港堂	明治41年
近世看護学	兒玉林平	豊文堂	明治41年
看護教程 上		小林又七	明治42年
看護教程 下		小林又七	明治42年
普通看病学 増訂十四版	佐伯理一郎	吐鳳堂	明治42年
甲種看護教程 上巻	日本赤十字社	日本赤十字発行所	明治43年
甲種看護教程 下巻	日本赤十字社	日本赤十字発行所	明治43年
乙種看護教程 全	日本赤十字社	日本赤十字発行所	明治43年

表2 大正時代の看護教科書・看護書

書名	著者名	発行所	発行年
看護の葉	フローレンス・ナイチンゲール	岩井禎三訳	日本赤十字発行所
甲種看護教程 上巻 三版	日本赤十字社	日本赤十字発行所	大正2年
乙種看護教程 全 再版	日本赤十字社	博愛発行所	大正3年
看護教程 上		小林又七	大正4年
看護教程 下		小林又七	大正4年
看護婦	小池金之助	誠之堂書店	大正4年
小児看護の葉	弘田 長	金原商店	大正4年
小児病看護学	長尾肱齋	南江堂	大正6年
いろは索引 看護婦用語辞林	奥田鶴代子	文光堂書店	大正6年
甲種看護教程 上巻 四版	日本赤十字社	博愛発行所	大正6年
甲種看護教程 下巻 三版	日本赤十字社	博愛発行所	大正7年
看護法教程		日本赤十字社篤志看護婦人会	大正10年
看護学教科書 上巻 第三版	井口乗海	東京看護婦学校	大正12年
看護学教科書 下巻	井口乗海	東京看護婦学校	大正12年
甲種看護教程 上巻 六版	日本赤十字社	博愛発行所	大正13年
甲種看護教程 下巻 五版	日本赤十字社	博愛発行所	大正13年
陸軍看護卒須知	武揚社編輯部編	和田武揚社書店	大正13年
看護学教科書 上巻 第七版	井口乗海	文光堂書店	大正14年
看護学教科書 下巻 第五版	井口乗海	文光堂書店	大正14年

者に対して甚だ害あり且つ大氣を不潔にするものなれば、病室内において喫煙せしむべからず」と書かれていた。また同書には、「喫煙等はみな空気を汚濁ならしむるものなれば、喫煙する等は可及的之を避くべし」とも述べられていたが、口中や歯間を清掃するのに、歯磨き粉、酒精、石鹼がなく「止むを得ざる時は巻煙草の灰を用うるを良とす」という記載もあった。同年に刊行された『日本赤十字社看護人教科書』にもそれらとまったく同じ記述が見られた。

『陸軍看病人修業書』(明治30年)では嗜好物としてタバコが取り上げられており、「煙草もまた医官の許可がない時は用いさせてはいけない」としているが、明治23年発行『陸軍看病人教科書』と同じ「病室及び廊下において吹煙するを禁ず」という文言もあった。『看護婦の友 看護日誌摘要字引』(明治40年)は書名通りの字引であるが、「タバコ=煙草、マキタバコ=巻煙草、キツイン=喫煙(タバコラスウ)、キセル=煙管」などが出ている。『実地看護法』(明治41年)には病室の清潔法の1つとして「煙草を吸わざる事」が挙げてあり、『臨牀看護法』(明治41年)も「病室内にて喫煙すべからず」と病室でのタバコを禁じていた。『新撰看護学』(明治41年)の中に「嗜好品の内に属するものは茶、コーヒー、煙草、

酒等とす」と述べられていた。陸軍省(医務局長・森林太郎)が検閲した『看護教程 下』(明治42年)では、病室の清潔法の項に「喫煙は許されたる患者に限り一定の場所にてなすことを得」とする一方で「看護者は勤務中喫煙すべからず」と書かれていた。

日本赤十字社が編纂した『甲種看護教程 下巻』(明治43年)においても「喫煙は許されたる患者に限り一定の場所においてなすことを得」とともに「看護者は勤務中喫煙すべからず」という記述があり、患者は病院での喫煙が許されるのに、看護者の勤務中の喫煙を禁じていた(図2)。さらに、普段の衛生上の注意として「腐敗物、人畜の呼吸、燈燭、喫煙、飲食等は空気を汚すものなれば、室内に多人数群集し、飲食、喫煙すること等は之を避くべし」と書かれていた。やはり同年に日本赤十字社により編纂された『乙種看護教程 全』にもこれらとまったく同じ記載があった。ただし、前者においては「手術当日には煙草は之を禁ずべし」という記載があるのに、後者では見られなかった。

次いで表2に示した大正期の書物をもてみると、大正3年(1914年)に発行された『乙種看護教程 全再版』では、明治43年のものと同様に「喫煙は許されたる患者に限り一定の場所において為すことを

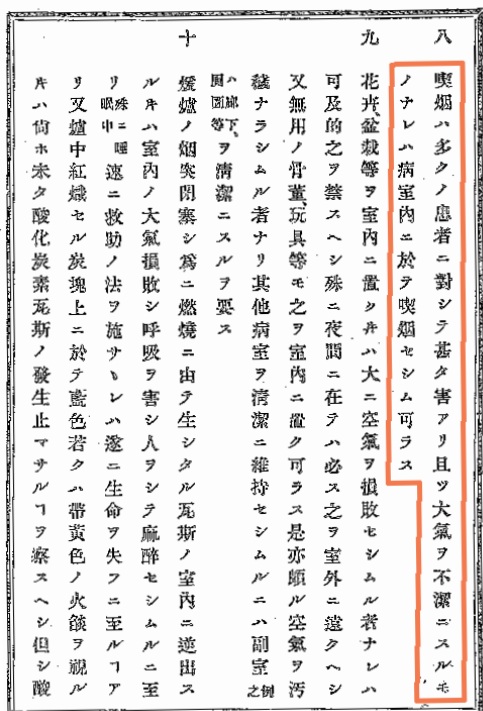


図1 『日本赤十字社看護学教程』(明治29年) 第3編 看護法; 第13章 一般看護法; (4) 病室清潔法及び通気法

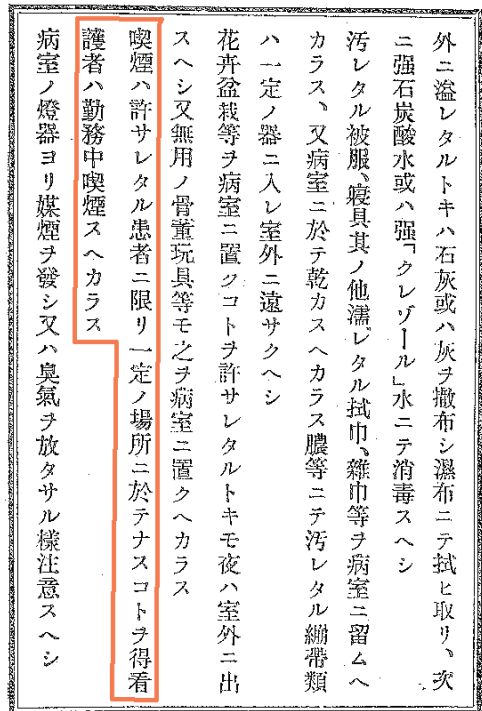


図2 『甲種看護教程 下巻』(明治43年) 第6編 看護; 第1章 一般の看護; 第3 病室の清潔

得」、「看護者は勤務中喫煙すべからず」という記述が見られた。陸軍省検閲の『看護教程 下』(大正4年)も明治42年発行のものと同じく「喫煙は許されたる患者に限り一定の場所にてなすことを得」、「看護者は勤務中喫煙すべからず」と書かれていた。『甲種看護教程 下巻 三版』(大正7年)にも同じ2つの記載があったが、『甲種看護教程 下巻 五版』(大正13年)では後者の看護者は勤務中喫煙してはいけないという文言がなくなっていた(図3)。また、『甲種看護教程 下巻』(三版、五版)の手術前後の看護の項では、手術当日には絶飲食とし「烟草も之を禁ずべし」と記述してあるのに対して、『乙種看護教程』(再版)では絶食のことしか記されていなかった。いずれの3書物にも明治43年発行の『甲種看護教程』、『乙種看護教程』と同じく、喫煙・飲食等は空気を汚すものなのでという記載があったが、『乙種看護教程』(再版)には「喫煙、飲食すること等は之を避くべし」と続いているのに対し、『甲種看護教程 下巻』(三版、五版)ではその記述がなく「窓戸を開き、換気を行うべし」としか書かれていなかった。

日本赤十字社篤志看護婦人会が日本赤十字社看護婦養成甲種教科書から抜粋して発行した『看護法教程』(大正10年)には、大正7年の『甲種看護教程

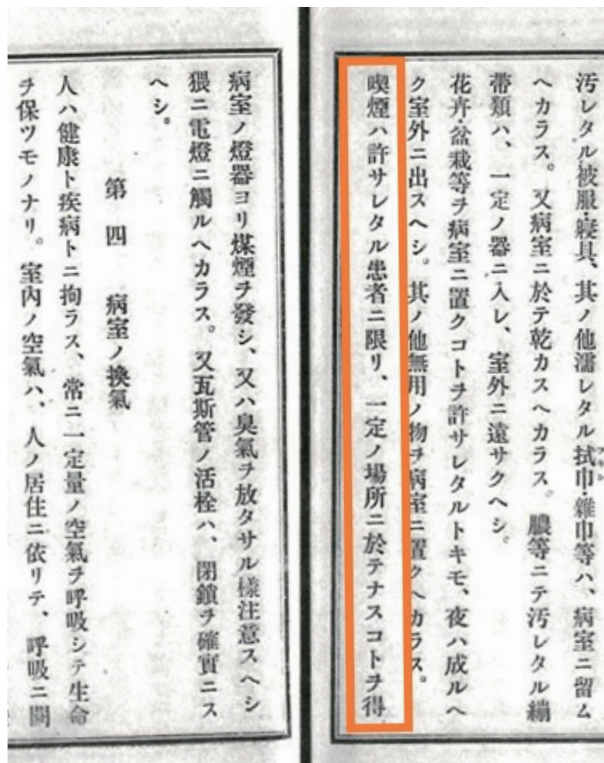


図3 『甲種看護教程 下巻 五版』(大正13年) 第6編 看護；第1章 一般の看護；第3 病室の清潔

下巻 三版』と同じ「喫煙は許されたる患者に限り一定の場所においてなすことを得」、「看護者は勤務中喫煙すべからず」が出ていた。また、術前には「烟草も之を禁ずべし」の記述もあった。「喫煙、飲食等また空気を汚すものなれば」に続くのは、やはり「窓戸を開き換気を行うべし」であり、タバコを禁ずる文言はなかった。

『看護学教科書 上巻』の第三版(大正12年)・第七版(大正14年)では心拍数が喫煙により頻数になるという記述があった。いずれの書物でも嗜好品の品目には、「酒精飲料、煙草、コーヒー、茶、阿片、清涼飲料等」としてタバコが挙げられていた。図4には大正14年の第七版に出ている当該ページを示した。『いろは索引 看護婦用語辞林』(大正6年)は題名通りの辞林で、「キツエン=喫煙、キンエン=禁煙」は説明するまでもないが出ていたが、嗜好・嗜好食品の項では「茶・コーヒー・酒・菓子・香料など」と書かれており、タバコは入っていなかった。

考 察

明治・大正期に発行された看護教科書・看護書の

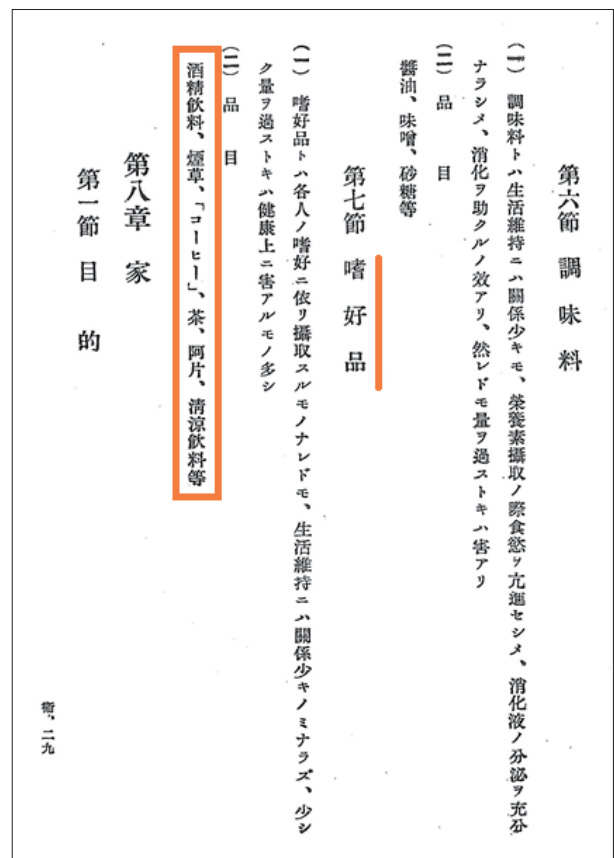


図4 『看護学教科書 上巻 第七版』(大正14年) 衛生学：第7章 栄養；第7節 嗜好品

うち入手できた47種類の書物を閲覧し調査したところ、すでに明治時代に、病室内での喫煙を禁じるという記述があることがわかった。しかも初出は明治19年(1886年)という比較的早い時期であった。その原書『看病の心得』では「吸烟」と書かれているが、明治時代には喫煙は「喫煙」のほかに「喫烟」、「吸煙」、「吸烟」という語も使われていた¹⁾。それら以外に「吹煙」という表現もあることが今回の調査でわかった。陸軍においては明治6年(1873年)から兵士を看病人・看病卒として育成しており、明治17年(1884年)に『陸軍看病卒教科書』を出版しているが、同年、看病卒は看護卒に名称が変更された²⁾。その書物は入手できなかったが、明治21年(1888年)に発行された『陸軍看護卒教科書第四版』では病室および廊下で喫煙することを禁じていた。『陸軍看護学修業兵教科書』、『陸軍看病人教科書』は陸軍衛生部の看護者のための教科書であり、病室内だけでなく廊下での喫煙も禁じて、なるべく室外で喫煙するよう指示していた。

自宅療養をする者のために明治25年(1892年)に編纂された『通俗看病学』において、喫煙は空気を不潔にするだけでなく、タバコの煙が病人へ害(受動喫煙)を及ぼすと述べて、病室での喫煙を禁じていることは注目し得る。今まで喫煙の習慣のあった病人には、タバコを思い出させて禁煙するのがむずかしくなるという指摘も興味深い。特に呼吸器疾患に対して室内での喫煙を厳禁しているのは、民衆の啓蒙に必要だったためと思われる。

日本赤十字社は全国で一貫した教育方針とするために、明治29年(1896年)に独自の教科書『日本赤十字社看護学教程』を刊行した。喫煙は多くの患者に対して害があり、空気を汚すとして病室内における喫煙を禁じているものの、菌みがきの際のタバコの灰の効用(?)にも触れていた。なお、同年刊行の『日本赤十字社看護人教科書』は男性救護員養成のための教科書で、内容の骨子や文章、挿図は酷似しているが、この方が200ページほど少ないにもかかわらず³⁾、タバコについての記載は同じであった。

明治43年(1910年)に発行された『甲種看護教程』および『乙種看護教程』には、許された患者に限り一定の場所での喫煙を認める一方で、看護職員について勤務中は喫煙を禁止するという記載があった。これらの記述は明治42年(1909年)発行の陸軍省検閲の『看護教程』にも見られるので、著者が同一人物

か、あるいは同じ文献から引用された文言の可能性はある。室内で喫煙することは避けねばならないという記述もあるところから、当時の病院は建物内禁煙ではなかったものの、少なくとも病室は禁煙だったと思われる⁴⁾。甲種は女性(看護婦)生徒用、乙種は男性(看護人)生徒用の教科書であるが、男女とも看護者の勤務中の喫煙が禁じられていたことになる。しかし、前者では患者に手術当日はタバコを禁じているのに、後者ではなぜかその記載がなかった。そしてタバコを禁じて、患者を支援するような内容がないのは、当時とすれば仕方ないことかもしれない。また、医員(医師)の場合も勤務中の喫煙が禁じられていたのかどうかは、残念ながら不明である。

大正3年(1914年)、大正7年(1918年)に発行された日本赤十字社の看護教科書において、明治期のものと同じく看護者の勤務中の喫煙を禁じているのに、大正13年(1924年)になるとその記述がなくなっていた。また、衛生上、室内での喫煙を避けるという文言も大正3年の教科書には残っているが、大正7年、大正13年のものからは消えていた。このように、大正時代後期になると必ずしも喫煙/禁煙に関して言及されておらず、時代背景・社会環境の変化もあるのかもしれないが、看護教育における喫煙に対する意識・態度が変わったことが示唆される。一方、明治時代の看護教科書には見られなかった喫煙と症状(病気)との関連が、大正後期の『看護学教科書』で初めて触れられていた。

わが国で出版された看護教科書におけるタバコ問題の記述に関しては、三徳ら⁵⁾による研究報告がある。その論文で、2003年に使われた6社の看護学教科書229冊について調べた結果、看護職教育に用いられている教科書には、タバコ問題に関する記述に格差が大きく、不十分な点が多いことを指摘している。また、調査した教科書に書かれていることはタバコと疾患との関係が主な事項であり、禁煙支援の具体的な記述や看護職者自身の喫煙問題についての記載はなかったようである。三徳ら⁵⁾はタバコ問題の新しい知見に基づいて、早い機会に教科書が改定されるよう求めている。

日本の明治時代に当たる西暦1900年前後の欧米(英語圏)において、タバコの害を指摘して、病院内での患者の喫煙制限や勤務中の看護者の禁煙を明記した看護教科書・看護書は、われわれが調べた限り

では見当たらなかった⁶⁾。英国のナイチンゲールの『看護覚え書 (Notes on Nursing)』(1859年)は世界的に有名で、今でも看護師の必読書とされている。わが国においても『看護の栞』(大正2年)をはじめいくつかの翻訳書が出版されている。注意深く目を通して見たが、このナイチンゲールの本の中には喫煙/禁煙のことは一言も触れられていなかった。アメリカ最初期の看護学教科書とされる1885年発行の『看護の教科書 (A Text-book of Nursing)』は、第3版(1902年)などがインターネット上で閲覧できるが⁷⁾、タバコの害、喫煙制限、禁煙についてはまったく出ておらず、記述がなかった。

ところが、『看護覚え書』の1875年改訂版(未出版)において、少年少女による喫煙や噛みタバコの弊害について書かれていること⁸⁾が明らかになった。つまり、タバコは成人男子でも有害だが、成長期の少年には、心身の成長を妨げるので、一般に考えられている以上に有害なこともわかっている⁹⁾という記述である。また労働者の弱い頭脳がタバコや酒でさらに弱くなるとも述べられていた。そして、病院内での喫煙についての記述は、看護教科書・看護書とは異なるものの、ナイチンゲールの著した『病院覚え書 (Notes on Hospitals)』第3版(1863年)の中¹⁰⁾で見つかった。すなわち、ある病院の例として、図書室の左側にカードやチェスをして遊ぶ部屋があり、ここでは喫煙が許可されていると書かれていた。このことより、一定の場所に限って病院の建物内でタバコが吸えていたことがわかった。許された患者に限り一定の場所での喫煙を許したわが国の状況と似ていたのであろうか。いずれにしても、明治42年(1909年)発行の陸軍省『看護教程』や明治43年(1910年)に発行された日本赤十字社『看護教程』が、看護者に勤務中の喫煙を禁じることを明記した世界初の書物と思われる。

今回の調査で、明治30年(1897年)、明治41年(1908年)の看護教科書・看護書において、タバコが嗜好物あるいは嗜好品とされていることが判明した。もっと古い文献を探してみると、明治23年(1890年)に発行された書物に「嗜好物とは、決して身体の栄養に必要な物質を含むわけではないが、人によって非常にそれを好む者があり、よく精神あるいは消化器等を亢奮させるけれども、度を過ぎると多くは害があるものである」と説明(定義)されてお

り、「酒、茶とコーヒー、煙草」が挙げてあった¹¹⁾。また、タバコの説明の中で嗜好品という言葉も使われていた。しかし、タバコはこのような定義と違って、度を過ぎさなくても少量でも害があるので嗜好物と呼ぶわけにはいかないであろう。また、多くの喫煙者はタバコをやめたいと思いながら吸っており、そのようなものを嗜好品と呼ぶのもおかしい。

現在、タバコ(ニコチン)は麻薬や覚醒剤と同様の依存性薬物であることが明らかにされており、それを嗜好品とするのは大いに問題であるにもかかわらず、最近の『広辞苑』でもいまだにタバコを嗜好品に入れている。野上¹²⁾は以前から、タバコを嗜好品ではなく嗜癖品と呼ぶべきものと主張しているところである。大正12年(1923年)および大正14年(1925年)発行の看護教科書に出ているように、当時アヘンも嗜好品に含まれていたのには驚かされるが、近い将来、かつてはタバコが嗜好品だったと語られるようになることを期待する。

まとめ

すでに明治時代の看護教科書・看護書において、タバコの煙は空気を汚染するので、病室内や廊下での喫煙を禁じることが述べられていた。病人への受動喫煙の害について触れているものもあった。許された患者は一定の場所での喫煙が認められていたが、看護者には勤務中の喫煙を禁じるという記述があった。大正時代初期は明治時代と同様であったが、大正後期になると、看護教科書から喫煙を制限するような文言が見られなくなり、看護教育におけるタバコへの意識・態度が変わったことが示唆される。明治期からタバコは嗜好物・嗜好品に入れられていたが、大正後期にはアヘンまで嗜好品とされていた。現代でもタバコが嗜好品とされているのは大いに問題である。また、今では病院の敷地内禁煙が当然と考えられているが、100年余りに医療従事者の勤務中の喫煙が禁じられていたことは特記すべきであろう。

なお、本論文の要旨の一部は、第20回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会(北九州市)、第43回日本医学教育学会大会(広島市)、米国胸部医学会CHEST 2011(ハワイ・ホノルル)、第21回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会(東京)において発表した。

文 献

- 1) 川根博司, Capper SG: 明治時代の英語学習書にみられる喫煙／禁煙についての記述. 日本禁煙学会雑誌 2012; 7: 47-53.
- 2) 鈴木紀子: 陸軍における看護卒教育の始まり(明治6年～明治17年). 日本看護歴史学会誌 2010; 23: 92-106.
- 3) 吉川龍子: 赤十字看護教育における初期の教科書. 看護と情報 2002; 9: 92-95.
- 4) 川根博司, 渡辺さゆり, 竹下直子: 明治期の看護学教科書における喫煙に関する記述. 医学教育 2011; 42(補冊): 77.
- 5) 三徳和子, 忠津佐和代, 中新美保子, ほか: 看護学教科書におけるたばこ問題関連事項の記述. 川崎医療福祉学会誌 2006; 16: 73-80.
- 6) Kawane H, Watanabe S, Takeshita N: Description of smoking/nonsmoking in nursing textbooks published between 1890 and 1910 in Japan. Chest 2011; 140: 443A.
- 7) Weeks-Shaw CS: A text-book of nursing: for the use of training schools, families, and private students.
<http://archive.org/details/textbookofnursin00week>
http://openlibrary.org/books/OL7175028M/A_text-book_of_nursing
 (アクセス: 2012年5月22日)
- 8) McDonald L, ed.: Revisions for a proposed 1875 edition. In: Florence Nightingale on public health care. Wilfrid Laurier University Press, Ontario, 2004; p161-162.
- 9) ヴィクター・スクレットコヴィッチ・編(助川尚子・訳): 一步一步の衰退. In: ナイチンゲール看護覚え書 決定版. 医学書院, 東京, 1998; p139-143.
- 10) Nightingale F: Note on the Vincennes Institution. In: Notes on hospitals. Third edition, 1863(復刻版). 幸書房, 東京, 2006; p116-123.
- 11) 熊澤釦七郎: 嗜好物. In: 通俗衛生新書. 静観堂, 名古屋, 1890; p65-69.
- 12) 野上浩志: タバコは「嗜癖」品.
<http://notobacco.jp/jyoho/jyoho.cgi?log=&v=194&e=res&lp=194&st=0>
 (アクセス: 2012年6月25日)